別添２－４

専門指導員の育成・確保（推進体制整備）の実施に当たって

都道府県等は、専門指導員（有機農業指導員以外）を育成・確保する場合には、以下のとおりとする。

１ 専門指導員の育成の取組

（１）事業の目的

管内において、交付等要綱第４第３号から第７号に掲げる事業の取組に係る農業

　者等による栽培技術の習得等を目的として指導体制を整備するため、各取組の専門

　技術等について指導・助言を行うことができる専門指導員を育成する。

（２）事業内容

専門指導員が、農業者等に対する指導に必要な知識を習得するため、専門技術講習会の参加、先進地区等を活用した現地研修等に係る専門指導員の派遣・受講支援等の取組を行う。

（３）事業の対象者の要件

本事業において、研修会の受講等を支援する者は、次に掲げる者のうち、交付等要綱第４第３号から第７号に掲げる事業に係る取組の栽培技術等について指導活動に従事することが確実に見込まれ、事業実施計画に定める専門指導体制計画に位置付けられている者とする。

なお、本事業を活用して育成された者については、事業実施年度から少なくとも

３年の間、指導活動の対価を、当該指導を受けた者から受領しないことを要件とす

る。

（ア）普及指導員等の都道府県職員

（イ）営農指導員等の農業協同組合職員

（ウ）市町村職員

（エ）民間企業の社員

（オ）その他、事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であると考える者

（４）留意事項

本事業の支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとす

る。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組事項 | 費目別の内容例示 | 備考 |
| １　専門技術研修  の開催又は受講  ２　先進地区等を  活用した現場講  習の受講又は派  遣  ３　その他専門指  導員の育成に高  い効果が期待さ  れる取組 | ① 謝金  研修会等の講師謝金、先進地区等を活用した現地研修で対応した農業者への謝礼等  ② 調査等旅費  都道府県職員の研修受講や先進地区等を活用した現場研修等に係る旅費  ③ 委員旅費  研修会等の講師旅費、関係機関・団体職員等の研修や先進地区等を活用した現場研修等の受講に係る旅費  ④ 研修受講費  研修の受講料、テキスト購入料等  ⑤ 印刷製本費  研修会等の資料等  ⑥ 通信・運搬費  研修会等資料の発送費等  ⑦ 会場借料  研修会等の会場借料  ⑧ 消耗品費  研修会等の開催に必要な消耗品等  ⑨ 資料購入費  　　教材の購入等  ⑩　委託費  　　委員旅費や謝金の交付事務、その他本  事業の一部を他の者に委託する経費 |  |

※　費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を

補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とすることができる。ただし、取組事項３については、都道府

県において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

２　指導活動の推進

（１）事業の目的

交付等要綱第４第３号から第７号までに掲げる事業に係る取組の普及に向け、農

　業者に対し、専門指導員による栽培技術等に係る指導活動を推進する。

（２）事業の内容

農業者等に対し、専門技術指導員が栽培技術等について指導・助言を行うため、

　講習会等の開催、農業者への現地指導等の取組を支援する。

（３）事業の対象者の要件

本事業において、指導・助言の活動等の支援を行う者は、次に掲げる者のうち、事業実施計画に定める専門指導体制計画に位置付けられている者とする。

なお、（エ）及び（オ）に掲げる者については、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は交付対象外とする。

（ア）普及指導員等の都道府県職員

（イ）営農指導員等の農業協同組合職員

（ウ）市町村職員

（エ）民間企業の社員

（オ）その他、都道府県が指導体制に位置付けることが適当であると考える者

（４）留意事項

本事業メニューの支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するも

のとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組事項 | 費目別の内容例示 | 備考 |
| １　講習会の開催  ２　専門指導員に  よる現地指導  ３　その他専門指  導員による指導  に高い効果が期  待される取組 | ①　謝金  講習会の講師謝金等  ②　調査等旅費  都道府県職員の農業者指導に  係る旅費等  ③ 委員旅費  関係機関・団体職員等の農業者  指導に係る旅費等  ④ 印刷製本費  農業者指導に係る資料作成費  等  ⑤ 通信・運搬費  農業者指導に必要な郵便、運  送、電話などの通信料等（基本  使用料等の固定費用を除く。）  ⑥ 会場借料  農業者指導に必要な会場借料  等  ⑦ 消耗品費  農業者指導に必要な消耗品等  ⑧ 借上費  農業者指導に必要な事務機  器、通信機器の借上等  ⑨ 備品費  農業者指導に直接必要な備品等  （リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。） |  |

※　費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象

経費の範囲内で本交付金の対象とすることができる。ただし、取組事項３については、都道府県において、高い効

果が期待されると判断した理由を整理しておくこと